

広島県選挙管理委員会告示第二十二号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第六十一条第一項第三号の規定により、個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することができる施設に、次のとおり変更があった旨、府中市選挙管理委員会から報告があった。

平成二十四年四月十二日

広島県選挙管理委員会委員長 橋本宗利

| 指 定        |                 | 施 設     |        |
|------------|-----------------|---------|--------|
| 名 称        | 所 在 地           | 変 更 事 項 | 変 更 後  |
| 府中市勤労者センター | 一 府中市中須町一五五〇番地の | 名 称     | 府中市武道場 |